

## 米国経済センサスにおける行政記録情報の活用の状況

平成20年2月

※ 「北米産業分類体系と米国経済センサス」(KEO DISCUSSION PAPER No. 106、慶應義塾大学 宮川幸三)、「準備が進むわが国の2011年経済センサスについて」(計画行政 第30巻第4号、東京国際大学 菅幹雄)等を基に、事務局の文責でまとめたもの。

## 1. ビジネスレジスター(母集団名簿)の整備段階

(1) 内国歳入庁(IRS)、社会保障庁(SSA)及び労働統計局(BLS)の行政記録情報を基にビジネスレジスターを作成。なお、このビジネスレジスターは、常に最新の行政記録情報により更新されている。

(注) IRSからは、企業名、所在地、雇用主識別番号(EIN)、産業分類情報(NAICS)、収入(販売額)、雇用者数、給与支払額等の行政記録情報を得ている。

SSA及びBLSからは、主に産業分類情報(NAICS)を得ている。

(2) このビジネスレジスターを基に、毎年、企業組織調査(COS)を行い、企業と事業所の関係を明確にしている。なお、ビジネスレジスターに結果をフィードバックしている。

(注) COSにおいては、企業が保有する事業所リスト、各事業所の所在地、EIN、NAICS、雇用者数、給与支払額等を調査している。

(3) ビジネスレジスターの段階において、行政記録情報及び直近の経済センサスの情報により、産業格付けが行われる。

(参考) 米国の経済センサスにおいては、企業・事業所の関係及び産業格付けがビジネスレジスター段階で把握されていることから、部門別調査票(2002年経済センサスでは、490種類)を用い、各産業部門に特有の調査項目を設定することや、産出や投入についても詳細に調査を行うことを可能としている。この際、各調査項目や産出物、投入物の種類を調査票にプレプリントすることにより、報告者負担の軽減を図っている。

なお、北米産業分類体系(NAICS)は、こうした部門別調査を可能とするよう、供給サイドの概念で作成されている。

また、本社一括郵送調査を行うことで調査費用の軽減を図っている。

## 2. 調査段階

従業員5人未満の単一事業所企業に対しては、センサス調査を行わず、内国歳入庁（IRS）による行政記録情報を活用している。